

昭和二十七年四月十六日(水曜日)午後
二時十二分開会

委員長	有馬	英二君
理事	徳川	頼貞君
委員		

は國務大臣の出席を待ちまして、質疑をいたすようにいたしましたと思うのであります。

○委員長(有馬英二君) それでは私からお答えいたします。只今の平林委員の御質疑の点は了承いたしました。が、取りあえず、この懸案になつております只今申上げました外務公務員の給與に關する法律案について、前回に引き続きまして、第九條の懸案を解決いたしましたので、それからお願いいたしました。と思つてゐるから。

○平林太一君 結構でございます。

は待機のアポをとつておるそうであり

國務大臣 岡崎 勝男君
政府委員 去務府去御意

法務府法制意
見第二局長
林修三君

外務政務次官 石原幹市郎君

外務事務官(外務大臣官署)

室勤務)

事務局側
外務大臣官
房會計課長
高野 藤吉君

常任委員 会専門員	久保田貫一郎君
常任委員 会専門員	坂西 志保君

法制局長 奥野 健 君

○在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律案（内閣提出、衆議

第五部 外務委員會會議錄第二十二号 昭和二十七年四月十六日 【參議院】

両者相寄りまして解釈を一応きめて参つたのでありまして、只今廟物にしてお配りしておりますが、一応大体この

の法律が最近の国会において改正せられるまでの間の臨時的の措置を規定しておるにとどまりますから、この法律

ます。ただ私この問題はそれとしてよく了承するのでありますが、将来におけるこの種のことの立法に当りまして

員会におきまして、この法案の第九條に關する問題、即ち第九條に規定する政令の効力に關する解釈について、参議院の法制局並びに内閣の法制意見局ともよく話し合いの上、解釈を確定する

とに決したのでありますから、その政
正法律案と同趣旨のこの政令も又その
まま存続することは許されないのであ
りまして、将来に向つてその効力を失
うものと解すべきであらうと思いま

となるまでは、政会はなお効力を有するものであるというふうに解するのが至当であろうかと考えます。

○杉原荒太君 最初に私この問題を疑問として提起したのでありまするが、

なつておつたわけですが、そうしてその問題について政府側でなお考へて頂くということになつておつたと思ふのであります。その結果を一つ御報告をして頂きたいと思ひます。

も、なおその政令が効力を有するといふような趣旨ではないと考えます。それで右のごとく改正法律案が衆議院又は参議院におきまして否決され、法律とならなかつたときは、これによつて国会の意思が政王と認められ、その意

すので、その場合は当該改正法律案に関する限り、最近の国会における審議が継続中であるというふう to 考えられますから、後会において、あとの会におきまして改正法律案が制定され、又は改正法律案が否決された場合は審議終了

○杉原荒太君 第九條について懸案に
ますから、あなたの質問は国務大臣が
参りましてから、一つお願いいたした
いと思います。
それでは第九條につきまして御質疑
をお願いいたします。

せられ、その法律によつて規律し得るようになるまでの間暫定的にということでありまして、改正法律案が衆議院又は参議院におきまして否決されて法律とならなかつたような場合にまで

條第二項によつて継続審査といたしました場合には、当該改正法律案は後会に継続して、即ちこれは国会法第六十八條但書によりまして、会期不継続の原則の例外として後会に継続いたします。

おきまして、努力傾の懸念を解消いたしまして、それからお願いいたしましたと思っておりますが、

○平林 太一君 結構でございます。

○委員長(有馬英二君) 岡崎国務大臣は待機の姿勢をとっておるようであります。

ものである旨を要求しておるものと解
釈すべきであると考えます。そこでこ
こに規定しております「最近の国会に
おいてこの法律が改正されるまでの
間、」とありますのは、最近の国会に
おいて当該法令に代る改正法律が制定

ものと解すべきであらうと思います。
ただ審議未了の場合における国会にお
いて一院が当該法律、改正法律案につ
いて閉会中もなお審査する旨を議決し
いたしましたときは、即ち継続審査に付
したものと見合、これは国会法第四十二

らお答えいたします。只今の平林委員の御質疑の点は了承いたしました。が、取りあえず、この懸案についております。只今申上げました外務公務員の給与に関する法律案について、前回に引

して制定されるものであります。従いまして第九條において「最近の国会」云々と規定しております趣旨は、当該政令施行後、最も近い機会に開かれる国会において法律的措施がなさるべき

該改正法律案に對し国会が何らの意思決定をしないで会期を終了した場合、即ち審議未了になつた場合には、改正法律案が否決された場合と同じく政令は當然に將來に向つてその効力を失う

は國務大臣の出席を待ちまして、質疑をいたすようにいたしましたと思うのであります。

○委員長(有馬英二君) それでは私か

趣旨を御説明いたしたいと思ひます。
この法案の第九條に規定しております
政令は、国会閉会中に生じました緊急
事態に対処するための臨時的な措置と

がその国会において改正せられる機会を失つた場合、即ちその国会に改正法律案が提出されなかつた場合及び改正法律案が提出された場合において、当

は、法文の起草方法等につきまして、只今のこの書き方、これを先例としないうで、よく御研究の上で疑義を生ずる余地が全くないように善処せられるよう要望いたします。

○政府委員(林修三君) 只今の杉原委員の御要望に対しては、政府のほうの法制意見として、この法律の立案事務をやっておりますほうでも十分に考慮いたしまして、今後の法案の起草につきまして、或いは立案審議につきまして、善処したいと考えておるわけでございます。なお申添えますが、先ほど参議院法制局長が説明せられました点は、政府の法務府のほうとも十分打合洛のものでございまして、政府のほうも全く同意見でございまして、

○委員(有馬英二君) ほかに御発言はございませんか。

○兼岩傳一君 ちよつとお尋ねします、修正をするというのですか、しないというのですか。今ちよつとほかの調べるのを待っていて、その一点だけを聞き落したのですか。

○委員(有馬英二君) 只今の奥野法制局長の御説明によりまして、第九條は原案通りで差支えないというようにな、修正の要を認めないというように私は承わつたわけでありまして、如何でしょうか。

○杉原荒太君 私は先ほど申しましたように、この趣旨が、はつきりこういふふうに言明された、明らかになつた以上、そうして又これがはつきり議事録にとどまることは勿論と思ひますが、そういうことでありましたが、原案のままではこの法案は差支えないと存じます。

○委員(有馬英二君) それでは原案

のままで差支えないと解釈するに御異議ございませんか。

○委員(有馬英二君) 御異議ないと認めます。

○兼岩傳一君 多数でそういうふうになることに決定すれば、それでいいんですが、昨日までの話では、法制局長はあるような意見ではありませんでしたか。そんなことないのですか。今日又急に變つたということじゃないのですか。

○法制局長(奥野健一君) 元來がこの原案の九條の規定がやや明確な欠くのではないかとこのことでありまして、それでまあ私のほうと政府の法制意見局とがちよつと多少食い違つたような状態でありましたので、よく詰合の結果が、只今申上げました通りに解釈が一定いたしましたので、もうその疑問の余地はないかと思ひます。殊にそういうことが議事録で明らかになつておれば、政府といたしまして、そういう線で行政的に取扱われるものと思ひますから、取扱上疑義がないことになりますので、まあ原案でいいのではないかと。

○兼岩傳一君 それは法制意見局と参議院の法制局と意見が一致したという事実をこの委員会において述べられ、且つ委員の多数がそれを承認したというところで……、数日來論議いたしておる法律と政令に関する権限、つまり立法権と、それから行政権の關係についての疑義は、そういう手続で解決したと見ていいのでしょうか、法制局長にもう一度お尋ねしたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) 一般的に法律と政令との關係というのはござい

ませんで、ただここに現われている九條に規定する政令と九條にあります法律の改正というふうなものとの關係だけが明白になつたというだけでありまして、その一般的な問題は、又更に他の機会か何かに研究すべき問題があらうかと思ひますが、この問題だけに關して明らかになつた、こういうことであります。

○委員(有馬英二君) ほかに御発言はございませんか。別に御発言もないようでございますから、質疑は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

○兼岩傳一君 それはあります。この九條についてです、このことについて僕は持つております、二つ。昨日から申上げておるように、この九條については私はさうに過半数を以て決定されることには別に異議ございませんが、九條の問題はそれでお片付けになつて私は異議ありません。併し大臣が折角見られるのですから、一、二質問をしたい。そう大して時間はとりませんから、一、二、はつきり申上げると、二つばかり質問をちよつとしたいのですが。

○委員(有馬英二君) 兼岩君にお伺いしますが、この法律案についての御質疑を伺つておるものであります。

○兼岩傳一君 ええ、私もそうなんです。この法律案についての質問が二つしたいのです。

○委員(有馬英二君) それは大臣の出席の上で……。

○兼岩傳一君 そのほうがいいのじやないから、折角大臣が待機しておられますから、次官もおられますけれども……。

○政府委員(石原幹市郎君) 條文のこ

となら官房長がおられますから……。

○兼岩傳一君 大臣を呼んで下さい。次官が来ておられから、この一つの問題を次官に聞いて……。

○委員(有馬英二君) それでは御質疑を始めて頂きますよう。

○兼岩傳一君 そうですね、始めまして。私は二つあるのですが、先ず一つお尋ねしたいのは、こういうことな

北日本政府在在外事務所の職員に支給する在勤俸の支給額は、在ニューヨーク日本国総領事館において定めるところによるとなつておるのですが、これはあれですか、次官にお尋ねしたいのですが、この附則の3に關係しているのか、ちよつとこの兩者の關係を御説明願ひたいのですが。

○政府委員(石原幹市郎君) これは大体今お尋ねになりましたように、在ニューヨークの日本国総領事館について定めておるところのものと同じものをいう、こういう意味でございまして。

○兼岩傳一君 そのことがこの備考の二、台北の在外事務所の職員に俸給を與えるというこの備考の規定と、それから附則の第三にありますが在外職員とみなす云々という、この三行ありますね、このこととの關係を御説明願ひたいのです。

○政府委員(石原幹市郎君) 台北はま

なりますので、名称が変更されないので、従つて附則の第三項と關係があることになりまして。

○兼岩傳一君 そうすると、我々が先に審議いたしました在外公館の名称及び位置を定める法律ですね、それには台北はなかつたでしよう。

○政府委員(石原幹市郎君) その通りであります。

○兼岩傳一君 なぜそれはないのですか。そうしてここでこういう小さな活字で給料を払う恰好にしておいて、そうして附則でみなすと、つまり台北にいる職員は在外職員とみなすのですね。

○政府委員(石原幹市郎君) この前在外公館の名称及び位置を定める法律案のときにもお尋ねがあつたのであります。今御案内のごとく日華交渉その他が行われておるものであります、この法律を作るときまではまだこの問題の処置が決定いたしなかつたので、この在外公館の名称及び位置を定める法律の中には台湾關係は載つていないわけ

○兼岩傳一君 そうすると、在外公館ではないわけですね。在外公館ではないからみなすのですね。在外公館ではないと、併しながら在外公館に勤務する在外職員とみなすのですか。一つこの附則の3をもうちよつと説明して下さい。

○政府委員(高野藤吉君) 附則第三項は、在外公館設置に関する法律に大使館、公使館と一応名前を書いてありますけれども、その国との外交關係が開けない場合におきましては、元通りの在外事務所という名前を使う場合がござ

ざいます。その場合に第二項におきまして、在外事務所に給與を與える法律を削除したしておりますから、三項によりまして、公使館、大使館乃至は總領事館と言わずに、事務所という場合でも、この法律によつてその在外事務所の在外職員には在勤俸を出すというのでございます。で、台北の場合には、公館設置のほうには載つておりませんが、在外事務所設置法はまだ生きておりまして、そつちのほうで在外事務所となつておりますから、これに對しても職員に對して支給する額は、ニューヨークと……、物価が大体アメリカと台北と同じでございますから、その額を台北の事務所の職員に渡すというのでございます。

○兼岩傳一君 なぜこういう新しい三つの法律がですね、外務公務員、それから位置を定める法律及び給與というものが出れば、若し合法的に行けるものなら、こういうあいまいな妙なことをしないで、どうして台北に限つてはこれに入れなかつたのですか、領事館にも、公使館にも、大使館にも……、理由はどういふところにあるのですか。

○政府委員(高野藤吉君) それは在外公館設置に關する法律の際に御説明があつたかとも思いますが、起草の當時におきましては、具体的に大使館なり、總領事館なり入れるところまでまだ運びに至らなかつたので、確定次第又法律の改正なり、又国会閉会中におきましては、法的措置をとるといふように考へておる次第であります。

○兼岩傳一君 次官にお尋ねします、今こつち法律が出るときに、なぜそんな在外事務所という中途半端な

形で残るのですか、台北だけが……。○政府委員(石原幹市郎君) これは私先ほどお答え申し上げましたように、この在外公館の名称及び位置を定める法律を立案し御審議願うまでは、日華交渉その他まだ継続中でございまして、この法律に大使館或いは領事館として掲げるまでの段階に至り得なかつたのでございまして、これは先ほどお答え申し上げた通りであります。

○兼岩傳一君 そうすると、日華交渉が、そういう在外事務所しか置けない、大使も公使も總領事も領事も置けないような關係の國と條約を結ぶ、そうすると、條約を結ぶと何が置けるようになるのですか、條約が締結される……。

○政府委員(石原幹市郎君) これはまあ條約ができてから、その後兩國政府の話し合ひということになると思つてあります。まあ我々は大使館が置かれるのではないかと、かように考へておるわけでありまして。

○兼岩傳一君 その條約ができるまでは在外事務所しか置けないのです。その説明を一つ願ひたいですね。

○政府委員(石原幹市郎君) 台湾との間には、御案内のごとく、すでにいろいろの交渉關係があるのでございまして、すでに在外事務所が設置されておるわけでありまして、そこで當然これは大使館なり、公使館なり、何らかの在外公館にならねばならぬわけでありまして、日華との間に、御案内のごとく、いろいろの折衝關係にありますが、その妥結を待ちましてから、正式に在外公館の形をきめて行こう、從來から設置してあります在外事務所は、この在外事務所に關する法律はあ

るのでありますから、そのまゝの形で置くと、こういうことになつております。

○兼岩傳一君 ところが、そういうふうにあつたが、おつしやると、大韓民國のほうに條約がまだできていなくて大使や公使を置くような形になつて、台湾は在外事務所というわけは、どういふわけですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは御案内のごとく、平和発効と共に朝鮮と

間には大体そこまでの話し合ひが進行しておつたと、日台の間におきましては、大使を交換するから、公使を交換するか、どういふ形になるかという、そこまでの話し合ひにまだ到達してないかつたわけでありまして、それだけの相違でございまして、交渉の妥結と共に、これは近頃何らかの措置がとられることになると思ひます。

○兼岩傳一君 そうすると、外交的な見解としては、北朝鮮に対する南朝鮮の關係と、中国本土と台湾の關係において同一の關係で、ただ一方南朝鮮のほうに話が付いたから大使、公使その他が置けるようになっておるけれども、台湾のほうはまだその話が付いていない、ただそれだけの差だといふふう

○政府委員(石原幹市郎君) そう御理解つてよいと思ひます。

○兼岩傳一君 そういう理解は、大臣が丁度来られたので、大臣にお答え願つておくれうと思ひますが、南北朝鮮が統一しないのに、これに大公使を派遣する、そうしてそれに給料を払うという政府の態度は、明らかに國連憲章違反であるといふ、この前百七

使を置くことにならうが、取りあへず在外事務所を置いて便法を講じて給料を払うのだと、こつちうような石原次官のお答えですが、大臣はその答弁を大体承認されますか、若し違つておる点があれば補足して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 政務次官の答弁でよろしいと思ひます。

○兼岩傳一君 そうすると、もう一つ私質問があるので、成るべく短い時間で終りたいと思ひますが、私は密かに大臣にお聞きしなければならん問題の焦點に来ておると思つてあります。が、私はさういふ外交政策を以て行かれる場合には、政治的な角度からと、經濟的な角度と、それから外交的な角度から見て非常な大きな……、大臣の持つておる、さういふ今次官の答弁を承認されるような態度であるところの新しい外交政策といふものは、私は重大な危機を包蔵しておると思つて、この点を明らかにしておかなければならんと思ひますが、先ず第一に、この國際法規の上から言つて、台湾をさういふ取扱いをするといふことは、私はこれは重要な國連憲章の違反であり、ボツダム宣言の違反であり、カイロ宣言の違反であると考えざるを得ないと思ひますが、如何なる根拠があつて台湾と現在交渉をしておられるか、それに在外事務所を置き、話が付けばこれに大公使を派遣するといふような方策が、國際協定その他から言つて……、専門的な御回答が願ひたいのであります。如何なる國際協定を基礎にして、さういふ日本の行動が是認されるでしょうか、一つ御教示願ひたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 國際協定等においては、日本がそういう行為をとることを禁止している規定は何もありません。従つて全く自由にできる、こういう意味であります。

○兼岩傳一君 もう少し細かく申しませう。カイロ宣言に、満洲、台湾及び澎湖島のごとき、日本が中国人より盗み取つたもの一切の地域は中華民國に返すということを、一九四三年のカイロ宣言がさうなことを宣言しております、ボツダム宣言がこれを、カイロ宣言の條項は履行せられると、四三年のカイロ宣言を再確認しておるのであります。このカイロ宣言並びにボツダム宣言の立場から言つて、日本が台湾とさうな交渉をし、さうな在外事務所を継続し、これに大公使を派遣するといふようなことは、これはカイロ宣言違反、ボツダム宣言違反であると思はるべきで、如何でしようか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私はそれは考へません。

○兼岩傳一君 どういう根拠ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 我々は實際上の事情を基礎にして考へております。で、台湾には、國民政府がこれを統治しているという事實は明確にあるのであります。そこで、でき得る限り多くの国と友好關係を結びたいという政府の方針から言へば、台湾の政府と友好的な條約を結び得れば、これを置くのに何ら躊躇することはないと考へます。

○兼岩傳一君 併しですね、カイロ宣言及びボツダム宣言と言ひ、これは中華民國へ返さなければいけないと考へ

ておるので、あなたの答弁を是認するためには二つの仮定が成立しなければなりません。一つは台湾国という、あなたが隣邦として仲良くしようと思つておられる台湾国という主權を持つた國家があると思ふのか、それとも中華民國は台湾であるか、こういうお考えなんですか、それともボツダム宣言、カイロ宣言は日本は実行しなくてもよろしい、蹂躪してもよろしいと、こういうお考えか、その辺はどういう解釈なんでしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 中華民國は中華民國でありまして、不幸にして中華民國の中に二つの政府が存在しているといふのが、これが現実の事態であります。そこで將來一つの政府になれば、台湾も中華民國の一つの政府の下に立つのが當然であります。今は二つの政府が成立してゐる、こういう事實があります。

○兼岩傳一君 それからカイロ宣言とボツダム宣言の關係においても少し展開して頂きたいですね、あなたの御見解を……と、ところが台湾、澎湖島といふものは、カイロ宣言によれば中華民國に返さなければならぬものでしょう。たゞ、そこに武力によつて主權を構成したもの、その國々の國民からは全く嫌われており、民心が離反してゐるとも、とにかく武力を以て統治してゐる、こういう關係で一応台湾国といふやうなものをあなたが、勝手に日本が考へて交渉しておられるのか、若しそうだと思へば、それは明らかにカイロ宣言とボツダム宣言に違反すると思はるべきで、如何でしようか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 台湾国なんといふことを言つたことは一度もありません。

○兼岩傳一君 どこですか、それではあなたの交渉しておられる主權は……

○國務大臣(岡崎勝男君) でありますから、中華民國といふのは、一つの領土と國民から成立つてゐる上に普通ならば一つの政府がある、ところが今は兼岩君の言われたやうに武力を以て政府を樹立してゐるものが二つある、まだ統一したてゐない、そこで我々としてはどちらにも、できるならば友好關係を結び、將來は統一した政府と友好關係を結びたい考へであります。が、差当りは台湾としか友好關係を結ぶ状況になつておりませんから、台湾と友好關係を結んで行こう、これがつまり善隣友好といふ方針に則つたものであります。

○兼岩傳一君 あなたの善隣友好とは非常に御都合がよろしいようですが、あなたには併しそれは明らかにカイロ宣言に違反するのじやありませんか。私はその点を明快にして、専門家として一つ明快にして下さいといふので

○國務大臣(岡崎勝男君) 私は違反しておる点は一つもないと考へます。

○兼岩傳一君 どういうわけですか、僕が違反してゐると言つたことを今も一遍繰返してもいいのですが、満洲、台湾及び澎湖島のごとき、日本國が中國から盗み取つたところの一切の地域を中華民國が回復することにありとカイロ宣言がそれを規定してゐる以上、さうな台湾の地方的な政權、亡命的な政權と、五億の中國本土の政權

を抜きにしてそんな政權と取引ができるわけはないじやありませんか。どういふ根拠でできるという、國際協定に對する態度でそれをできるという結論に到達したのでしうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 中華民國といふものと中華民國の中に政府が二つあるという事實とは違ふのであつて、台湾、澎湖島が中華民國の領域になるといふことは、その中華民國の中に二つの政府があるといふことを妨げるわけに行きません、事實あるのですから……

○兼岩傳一君 あるという事實をあなたと議論しているのじやないのです。あるという事實に對して、一方台湾とあなたが交渉し、且つ在外事務所を置き、且つこれに給料を払い、且つこれと交渉して近く大公使を派遣するといふやうな、全く國際協定から言つたならば許しがたいところの行動だと私は考へるのだけれども、あなたはそれを考へていないとすれば、それはカイロ宣言やボツダム宣言は蹂躪してもよろしいとあなたは考へておられるか、そうでなければ僕らと違つた解釈をカイロ宣言及びボツダム宣言に持つておられるか、どちらか二つに一つだと考へるのです、その点はどうかと考へるの

○國務大臣(岡崎勝男君) あなたと全く違つた意見を持つております。

○兼岩傳一君 どういふ点ですか、それを説明して頂きたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私たちは澎湖島は中華民國に入るのであつて、中華民國といふのは名前が昔から支那と呼んだときもありましようし、中華民國と呼んだときもありましようし、清國と呼んだときもありましようし、

いろ／＼あります。ありますが、要するに中國といふもの、まあ中國といふのも一つの名前ですが、その中國の國民とその領土を構成してゐる中國といふものに入るのであつて、その中國の中に領域を異にして二つの政府がある場合に、そのどの政府と友好關係を結んでも我々は一向差支えない、こういう意見であります。

○兼岩傳一君 それはこのカイロ宣言、ボツダム……

○委員長(有馬英二君) 兼岩君に申し上げますが、兼岩君、委員長の許可なしに發言を許しません。

○兼岩傳一君 さうな行動はボツダム宣言、カイロ宣言に違反しないという根拠を一つ聞かして頂きたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) ですから、ちつとも違反しないという根拠を示してゐるのです。

○兼岩傳一君 どういふ点ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 日本は平和條約で台湾、澎湖島、朝鮮その他に對する主權とか、その他の權原を放棄することをいたしてあります。

○兼岩傳一君 そう／＼、それはどうですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) そこでその放棄した領土の上に如何なる政府が成立するかは、これはカイロ宣言、ボツダム宣言で否定はいたしてあります。そこで現実にできてゐる政府と友好關係を結ぶことは何ら差支えないといふ見解であります。

○兼岩傳一君 これは驚くべき解釈なんです、が、そうするとですね、五億の中國人のうち八百万人が台湾にゐるやうであります、が、さういふものを對等と考へて、こちらとの條件がよければ

○國務大臣(岡崎勝男君) 併しですね、カイロ宣言及びボツダム宣言と言ひ、これは中華民國へ返さなければいけないと考へ

○國務大臣(岡崎勝男君) 併しですね、カイロ宣言及びボツダム宣言と言ひ、これは中華民國へ返さなければいけないと考へ

今言つた大公使を派遣し、又次の條件がよければ、又こちらともするといふ意味ですか、つまり大きいほうの大陸のほうの中国とは、将来もう仲良くしないので、台湾のほうを中華民国と認めるというのですか、その辺はどちらなんです。

○國務大臣(岡崎勝男君) そういふことは国の領土の大きさとか、或いは人民の大きさとか、そういう問題で済まないのである。例へば第二次世界大戦中にも、オーストリアもドイツに占領された。ベルギーもドイツに占領された。オランダもドイツに占領された。併しながら政府は、少なくとも亡命政府のようなものはロンドンにあつて、政府だけで人民も領土もなかつたかも知れんけれども、連合国はこれを承認して、これを政府として取扱つて来たのであります。その時代時代によりまして……必ずしもそれが今の台湾や中国本土の例になるわけじゃありませんけれども、国が大きいとか、領土が大きいとか、人が多いとか、そういうことで問題を決するのじゃない。我々のほうから言へば、友好関係を結び得る政府との間には、できるだけ多くの政府と友好関係を結んで行きたい。できるならば世界中の国と友好関係を結んで行きたい。これは政府として当然考えることだ。そのために朝鮮とも台湾とも交渉をいたしてゐるのであります。

つだけ聞いて、もうこの問題は打ち切りましよう。あとは討論に譲りましよう。それで最後にお尋ねいたしますが、韓国のはうにはすでに大公使を……、大韓民国ですね、あの南朝鮮には大公使の派遣をもうすでにこの前の法律で承認を求めておられるが、台湾は又こゝういふうな扱いをされるのは、どういふ点に根拠があるのですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは先ほど政務次官もお答えしたと思ひますが、若し台湾との話合が確實に付くことになりすれば、この中に追加いたすこともいいのであります。それでなくてもこの第九條には「在外公館の増置に伴つて在勤俸の額を新たに設定するを生じた場合には」といふので、新たにこれは台湾のみばかりじゃありません。ほかの地域に対しても新たに在外公館を増置する場合の規定もありません。必ずしもここに全部載せてあるというわけでもないで、まだ具体的になつておられないので、その他の国もあるものでありますから、台湾に対してはそういう取扱を只今のところい

たしておるのであります。

○兼岩傳一君 そうするとですね。事柄は台湾に対しても、南朝鮮に対しては、事柄は全く同じで、ただ交渉の段階が違つてゐるというだけに了解してよろしいのですか、政府の方針は……。

○國務大臣(岡崎勝男君) そうですね。それについて結構であります。

○兼岩傳一君 それではこの問題はその程度にしておいて、今一つの問題をお尋ねいたします。それは外国人の問題で、すでに私は外務公務員法のとときにこの問題を成る程度取上げました

が、その点をもう少し明確にして頂きたいのであります。前半は外務次官にお答え願つて結構なのであります。が、在外公館に雇入れられる外国人というのが公務員法に規定してありましたが、この在外公館に雇入れられる外国人に対する俸給の問題はどの條文に規定されておられるのでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは雇入れます際に、いわゆる雇用契約と言ひますが、契約によりまして、それできめられて行くわけでございます。

○兼岩傳一君 だからこの法律の中にはないというわけですか。

○政府委員(石原幹市郎君) その通りであります。

○兼岩傳一君 次官にも一つついでにお尋ねいたしておきますが、外務公務員法その他日本の法律の適用からは、俸給のことは規定されておられません。が、外国人は外務公務員法その他日本の法律の適用からは免れるのですか、免れないのですか。給料の規定がないというところは、どういふことを意味するのでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは外務公務員法のとくにもお話し上げたと思ふのであります。大体外国人は雇用契約と言ひますが、雇用関係で何し

ておりますので、従つていわゆる内国人を律する国家公務員法であるとか、そういうもので律する関係にはなつておりません。

○兼岩傳一君 これから先は大臣にお尋ねしたいのですが、やはりその問題なんです。が、私たちこの外国人の雇入れということについて非常に心配いたします。すなはち、直接この外国人の雇入れというものが、通訳であるとか、タイ

ピストであるとかいふうな性格のものでなくて、日本の外交政策の中心的なものに外国人が当られるのじやないかという心配があるもので、この点を給與との関連においても一度ここで大臣にお尋ねしておきたいのですが、先ず第一に、外国人を雇入れられるのは、現在どの在外公館に何人くらい雇はうといふうな計画をお持ちでしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 今のところ正確なそういう計画は持つておりませんが、これは今兼岩君の言われたような臨時雇のタイピストであるとか、ク

ラークであるとか、或いは掃除人夫であるとか、こういうものはいずれあるわけでありまして。これは別に問題にならないと思ひます。で、従来この戦争前において外国人を雇ひました例は、常勤的なものは非常に少いのであります。主として、例へばアメリカにもおりましたし、イギリスにもおつたのであります。それは例へば大使が演説をする演説の原稿を見るのに、ただ英文だけで見れば日本の外交官でもできるものであります。併しその国情に合うように、又一般のその国の人

人の感じはどうであるかといふような点を見てもらうには、やはりその国の相当の人で、日本の関係に理解の多い人、深い人に見てもらふ必要がある場合が多いのであります。そういう場合に、何と申しますか、相談相手に常勤ではなくして雇う場合があり得るだらうと思ひます。又そういうことについて、その国の国情についてもわか

りにくいこともありましようし、そういう点も質問して見たいこともありましよう。それから経済問題の特に重要な所では経済関係についての意見を求

めたり、関税の問題について意見を求めたりする場合もあるかも知れませんが、併し今考へておられるのは、比較的高級な人については常雇、常雇と言ひますが、毎日出勤するうな種類の任務の人でない者があり得るものと考へておられますが、これはやつて見た上

のことであるし、又そういう適当な人がおるか、おらないかにもよりましますから、今のところ具体的にどこどこにどういふ人を雇はうかといふことは考へておりませんが、そういう場合もあり得るということだけは申し上げておきます。

○兼岩傳一君 そうすると、まあい

ば顧問といふふうでしうか、顧問といふうな恰好……。

○國務大臣(岡崎勝男君) 顧問といふのも少し重過ぎるかと思ひます。といふのは、外交政策とか、そういうわずかしい問題は本省なら東京できましまして、これを訓令するのであります。その訓令を如何に実行するかといふ点についてその国の人の意見を聞く必要がある場合のことでありましますから、まあ相談相手といふ程度のことにならうかと思ひます。

○兼岩傳一君 そうすると、その相談相手の程度に応じて待遇をいたされ、給與その他の待遇をいたされと思ひますが、基準がなくて、いわばそれは大使に一定の予算の範囲内において白紙で一任されるのですか。或る程度の方針を以てこれに臨まれるのですか、その辺は如何なものではないか。給與の実際の基準、やり方……。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはつまり勤務の状況によるのであります。大体呼び出して必要なときに聞くの

で、一週間に一遍聞くこともあるし、二週間に一遍聞くこともある。その程度にもよります。又どういふ人であるかという点については、先ほど申し上げたように、これは日本の事情にも理解のある人であると考えております。又相當の社会的地位にある人でもありましようからして、東京でもわかるわけでありまして、無論東京に請訓をいたしまして、これ／＼の人をこの程度に雇いたいと思うがどうであらうかということで、東京でそれではよいということになれば雇われるわけでありまして、併しそういうふうな常勤でありませんので、その仕事の繁閑によつておのずから給料も違つて来る。そう大きな給料でないことは、常勤でないために自然そうなります。

○兼岩傳一君 まあ私はまだお尋ねしたいことがたくさんありますが、給與に関する法律案についての意見につきまして、討論のときにいたすことにして、質疑としては、私はこの法律に關しては質疑としてはこれでやめようと思ひます。ただここで一言申上げておきたいことは、大臣もおられるところで私は一言苦言を呈しておきたいことは、私は當然この三つの外務公務員法及び地位を定める法律案と、この給與の法律案、こういうふうな連綿の平和回復に伴う、平和條約発効に伴うこういうふうな重要な法律案を出されるときには、當然私は大臣、本来から言へば吉田外務大臣或いは吉田総理大臣と岡崎國務大臣という形で出て来られてその外交政策についての抽象的でない具体的な外交政策を先ず展開され、それらの外交政策を具体化するために、こういうふうな在外公館及びこれ

に對してこういう給與方針で臨むのだというふうな説明のあるのが、民主国家の国会に對する私は政府の大臣及び總理の當然の任務だと考えますが、それは一步譲歩いたしまして、今日でなくともいいのであります。近い将来に私はその点は岡崎大臣が責を果され、少くも目下上程されておる出入国管理法、これは私は討論のとき、ちよつと触れたいと思ひますが、こういう問題もあるもので、質問があれば出て来て答えてやろうという態度を一擲されて、一度具体的な私は外交の今後の方針について、私は大臣の説明あつて然るべきものと考えますが、大臣のお考え如何でしょうか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 御説明をいたします。

○兼岩傳一君 それでは委員長、私は質疑はこれで打ち切ります。

○委員長(有馬英二君) ほかに御発言はございませんか。

○委員長(有馬英二君) それでは質疑は盡きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。

○委員(有馬英二君) それでは御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○岡崎勝男君 只今上程されております在外公館に勤務する外務公務員の給與に關する法律案に關しまして、私は賛成の意を表明いたします。

この法案につきまして細かい部分につきましては、先日來い／＼委員会におきまして審議が加えられたところ

もありまして、その点におきまして、なお多少私どもも了解したいところもございまして、講和発効に當りまして、ここに新らしく外交を再開するときに、できるだけこの外交の成果を挙げて頂くためのこの外務公務員の給與は重大なことではございまして、一日も早くこの法案の通過を願つていたのでございまして。実はその中で、二私も希望として申しますならば、この給與の割り振りの表にございまして、それを、それを見ましても、今日海外に行かれる外交官の給與というものは非常に不十分なことでは先日来のいろいろの質問でわかつております。米國大使のごとき、日本の金に直して見れば九百四十万近い非常な、千万円近いような多額の費用でございまして、これと、これをアメリカの通貨に直しますと、十分とは申されず、現に他國と比較いたしまして、ブラジルその他の大使よりも遙かに少い給與でございまして。その上に今日在外におきまして活動をしていたしております日本の商社その他の種々な点におきまして、援助を受けることもできず、又従来戦争中以來の日本に對するいろいろ／＼な感情もまだ消えないところもございまして、これを調整して行く上に外交官の使命は従来よりも非常に重きものがあると思ひますので、不十分かと思ひますが、併し今日の日本の経済状態を考えまして、これだけできるものになりましたことは、私も甚だ御同慶の至りと考えることではあります。ただこの別表によりまして、順位付られております給與の順序等につきましては、なお一応現地の物価等を照し合せて修正をして頂きたいと考へたところもあります。例え

ば本来自國におきまして生産のない國、例へば南阿、シンガポール、香港、セイロン、エジプトというところでは、ヨーロッパ諸國の生産のあるところよりも物価が非常に高いのでありまして、諸種の物資を外國から輸入してこういうところは使つております。ために却つてヨーロッパの諸國の、或いは南米或いはアメリカの諸國よりも多額の費用を要するところもありはしないかという点もあります。殊にヨーロッパの中でも、今日ベルジュームのごときは非常に高物価であります。ただ國の順位、何と申しますか、國の位の順位というところから、この給與が割り振られておると考へられまうところは、もう一応の研究をして頂きたいと存じます。なおその次に外國人雇入れの問題に關しまして、先ほど岡崎外務大臣からお話もありましたが、戦後の日本に外交を再開するに當りまして、相當從來ただ外交官が平和のうちに駐在せられたのと違ひ、いろいろ／＼な困難な点があると思ひまして、その中にいわゆる今日のパブリック・リレーションズというふうな仕事、つまり土地の人に對して相當日本の立場を理解させる仕事というものが、特にここ暫らくの間に重要であるかと思ひます。そのために外國人の現地に於いて協力を得ることが相當必要であり、單に經濟問題に關してのみならず、一般政治として、又一般日本人の人氣の回復としても必要であり、そのために新聞その他を動員しなければならぬと思ひますが、併し、一、二の例をとりますと、名前は挙げませんが、米國において日本人が主として世話になつておりました、外務省或いは滿鉄

その他が相當支持していた米國人で、實は日本のために非常に盡してくれたと思ひましたところ、その人が亡くなりましたところ、日本政府或いは滿鉄よりもかつていた支給以上に支那政府からもらつていたというふうなことが遺産の上に暴露して来たりするような、甚だいわば杜撰な人事もございまして、この点非常に注意して、よき外國人と協力して、日本の立場を再び是正して行くという仕事の点も併せて、相當の予算を以て考へて頂きたいと思ひます。これは公務員の外交官の給與問題以外かも知れませんが、たまにここに外國人雇入れの問題があらまうので、その点に加えて意見を申し上げる次第であります。

なもう一つ私がお考えを願ひたいと思ふことは、外國人の中でも、アメリカに主として滞在する日系市民、つまり二世でございまして、この二世は今日アメリカにおきまして、從來と違つて非常に信用を得ていい立場をとつておられますし、教育も殆んど大學を出ておられるものが多いというふうな人があり、語學、翻譯その他の点におきまして、今日日本において教育を受けた人よりも、或る点におきまして、頭腦的にも又いろいろ／＼な生活條件から言ひましても、語學においても優れてゐる人が決してないのではありませんが、これは多く國籍上は外國人になつておりますが、その愛國心その他においても日本に對して非常に忠誠な人もありますので、その点をお考へ頂いて、これらの併せ、戦後の非常に困難な外交の復活に協力して頂くことを一つの外務省の國策としてお願いいたしたい次第であります。なおこういう点を

その点がございまして、なお多少私どもも了解したいところもございまして、講和発効に當りまして、ここに新らしく外交を再開するときに、できるだけこの外交の成果を挙げて頂くためのこの外務公務員の給與は重大なことではございまして、一日も早くこの法案の通過を願つていたのでございまして。実はその中で、二私も希望として申しますならば、この給與の割り振りの表にございまして、それを、それを見ましても、今日海外に行かれる外交官の給與というものは非常に不十分なことでは先日来のいろいろの質問でわかつております。米國大使のごとき、日本の金に直して見れば九百四十万近い非常な、千万円近いような多額の費用でございまして、これと、これをアメリカの通貨に直しますと、十分とは申されず、現に他國と比較いたしまして、ブラジルその他の大使よりも遙かに少い給與でございまして。その上に今日在外におきまして活動をしていたしております日本の商社その他の種々な点におきまして、援助を受けることもできず、又従来戦争中以來の日本に對するいろいろ／＼な感情もまだ消えないところもございまして、これを調整して行く上に外交官の使命は従来よりも非常に重きものがあると思ひますので、不十分かと思ひますが、併し今日の日本の経済状態を考えまして、これだけできるものになりましたことは、私も甚だ御同慶の至りと考えることではあります。ただこの別表によりまして、順位付られております給與の順序等につきましては、なお一応現地の物価等を照し合せて修正をして頂きたいと考へたところもあります。例え

ば本来自國におきまして生産のない國、例へば南阿、シンガポール、香港、セイロン、エジプトというところでは、ヨーロッパ諸國の生産のあるところよりも物価が非常に高いのでありまして、諸種の物資を外國から輸入してこういうところは使つております。ために却つてヨーロッパの諸國の、或いは南米或いはアメリカの諸國よりも多額の費用を要するところもありはしないかという点もあります。殊にヨーロッパの中でも、今日ベルジュームのごときは非常に高物価であります。ただ國の順位、何と申しますか、國の位の順位というところから、この給與が割り振られておると考へられまうところは、もう一応の研究をして頂きたいと存じます。なおその次に外國人雇入れの問題に關しまして、先ほど岡崎外務大臣からお話もありましたが、戦後の日本に外交を再開するに當りまして、相當從來ただ外交官が平和のうちに駐在せられたのと違ひ、いろいろ／＼な困難な点があると思ひまして、その中にいわゆる今日のパブリック・リレーションズというふうな仕事、つまり土地の人に對して相當日本の立場を理解させる仕事というものが、特にここ暫らくの間に重要であるかと思ひます。そのために外國人の現地に於いて協力を得ることが相當必要であり、單に經濟問題に關してのみならず、一般政治として、又一般日本人の人氣の回復としても必要であり、そのために新聞その他を動員しなければならぬと思ひますが、併し、一、二の例をとりますと、名前は挙げませんが、米國において日本人が主として世話になつておりました、外務省或いは滿鉄

その他が相當支持していた米國人で、實は日本のために非常に盡してくれたと思ひましたところ、その人が亡くなりましたところ、日本政府或いは滿鉄よりもかつていた支給以上に支那政府からもらつていたというふうなことが遺産の上に暴露して来たりするような、甚だいわば杜撰な人事もございまして、この点非常に注意して、よき外國人と協力して、日本の立場を再び是正して行くという仕事の点も併せて、相當の予算を以て考へて頂きたいと思ひます。これは公務員の外交官の給與問題以外かも知れませんが、たまにここに外國人雇入れの問題があらまうので、その点に加えて意見を申し上げる次第であります。

勘案して新らしき外交に當つて頂くことを望みながら、この法律案に賛成をいたす次第であります。

○委員長(有馬英二君) ほか御意見はございませんか。

○兼岩傳一君 私は日本共産党を代表して、遺憾ながらこの法律案に反対せざるを得ないのであります。反対の要点は三つであります。

第一に、この法律案の前の二つの法律案と全部関連的にこれを見て、国民と共に苦しむという私は日本的な信念を持つた外交政策に基くものでないと考えざるを得ない、私たちは例えは国会議員として公務員の最高の俸給に相当する額を受取つておるけれども、それでも決して我々の生活は戦前に比べるようなものではない。いわんや他の公務員諸君、労働者、農民の困難な生活及び実業界におきましても、極く一部のを除いては非常に困難な状態にある。然るにこの外務省の關係の官吏出身諸君が、あたかも日本が平和條約によつて独立を得、そうしてこれからは輝かしい外交生活が始まるのだというふうな甘い考えで、外務官僚主義の復活、そういう考えで出ておられる、従つてこの給料を見ましても、いろいろ理窟を付けておられますけれども、この賃しい日本からそれ、自分の国において最高の公務員の俸給、賞與を受けたほか、在勤手当、加俸等々を入れれば少くも年額七百万円、八百万円、九百万円、アメリカの大使に至つては九百七十四万円、一千万円に近い膨大な、日本人としての目で見ても膨大な額を以てこれから外交事務に當つて行かれる。然るにこれらはことごとく日本の国民の血税でありまして、私はどう

いう理窟を付けようとも、国民と共に苦しむ、敗戦日本という意識を持つて日本を建直すべき私はこの気魄なり、決意が欠けて、古い日本の復活というふうの私は点しか見当らないことが非常に遺憾であります。なお日本人としての独立性、外国人の問題もあります。これは公務員法のときに十分反対討論をいたしましたから、これに關連してこの問題は省略いたします。

それから第二に反対しなきやならん点は、大韓民国へ大公使を派遣する、西ドイツに大公使を派遣し、台湾に在外交務所を置いて、これを近い将来に戦争をやつておる、ドイツは東ドイツと西ドイツが不幸な対立の中に苦しんでおる、台湾又然り、こういうような状態のときに、私は統一を待たずしてこれと外交交渉を始め、大公使を派遣するといふことは、明らかに私はカイロ宣言、ポ宣言、それから国連憲章等に違反することは、私は岡崎君が何と口の先で言われても、私はこれは明確な国連憲章その他の国際憲章に對する違反である。ただ今はアメリカの大きな實力を擁護して、背景にして横軍を押しておられますが、ほんの五年か十年の昔を我々が顧みてみましても、例えは国連憲章から日本が軍閥の力、ヒトラー、ドイツと結んでこれから脱退し、アメリカと激しい敵対の下に中国を武力占領して、そのときにアメリカが九カ国條約に違反する日本の行動は絶対に認められんと言つた、そうしてこれに對して外交当局は焦土外交などと言つたことを言つておつたが、実際に文字通り焦土外交であつたといふことは、その後の第二次世界大

戰の敗戦がはつきりと歴史的な裁断を下しておると思う。そして今日私と岡崎國務大臣と討論いたしました、どちらの主張が眞實な通過して正論であるか、今多數を以てこの法律案を可決させようとも、この法律案そのものが明らかにカイロ宣言、ポ宣言、国連憲章に違反するものでありますから、こういうものは大した生命を持ち得ない、これは惨敗に終るべき運命は、今私が申しました国連憲章の脱退、九カ国條約無視等々における日本軍閥の、あの日本帝國主義の時代と全く私は同じである。進うところは、前のときは独立國であつた、今日はこれがアメリカの植民地という形において、この國際協定その他の國際が行われて来ただけである、そして両者共に失敗に終るといふことは明らかであるといふことを遺憾ながらここで私は不幸な將來を予言せざるを得ない。

それから第三の問題、これが最も重要で、実はこれにつきましても、先ほど岡崎大臣は僕に約束して、今後外交政策を發表するとおつしやいました。この外交政策の具現化されたこれらの法律案、特にこの法律案に見ましても、私が先ほど非常にくどくど台湾の問題を論じまして、又数日前には朝鮮の問題を激しく總理に對して質疑をいたしました、これを私は議論を弄ぶのでなくて、こういう五億の民を持つ中国を袖にして、台湾のようなあいつう非法な亡命政権と款を通ずるといふことは、或るほどアメリカが圧力でそういう方向に進んで行かれたとしても、これは私は日本の労働者、農民は勿論、資本家、全國民の大部分の人に對つて非常に不幸なことだと思いま

す。というのは、例えば私たちが中国ソヴィエトと貿易をしなければならんと言つと、政府は、何東南アジアでいいのだと、これに對して私はほかのやつ覚えであるという非難を浴せておりますが、このほかの一つ覚えも、まさにこの出入國管理法によつて華僑に對して不合理な日本が圧迫を加えるに依りては、東南アジア一千万の華僑が、私はどういふ態度で出て来るかといふことを考えただけでも、私はこういう台湾、南朝鮮、西ドイツ一辺倒な、こういう私は外交方針に伴う日本の經濟的な將來を考えると、私は全く暗澹たるものであると思ひます。で、而もこのアメリカの政策は決して一億四千万のアメリカ國民の、アメリカのあの歴史的に大きな民族であるところのアメリカ民族の政策でなくて、現在アメリカの政權の中心を握つておる一部の獨占資本、ウォール街の人たちのアジア侵略の政策に基いたところの政策に日本はそのまま唯々として従つておるものであります。例えばモスクワ經濟會議に對してもパスポートは出さないと

いう亂暴をあえてされましたが、今や新聞の伝えるところによつて総額二億米ドル以上のものが中国、ソヴィエト、イギリス、ベルギー、デンマーク、印度、アルゼンチン、ブラジル、東ドイツ、ルーマニア、イタリア、イラン、フランス等との國々において、二億米ドル以上の取引が結ばれ、そして岡崎大臣は西ドイツの人たちや、アメリカからは参加しないであろうと言われましたが、アメリカからは十二人の代表が参加して、西ドイツからも九人の代表が参加しておるのみならず、國連は五十二カ國でありますけれども、モスクワの經濟會議は実に四十八カ國、五百名の代表が集まつて、今日なお非常に東西の貿易について取引を進めておる、ところが今我々が見るところの法律案は、およそそういう傾向と相反し、暴力的に勝手に旅券法を拡大してパスポートを拒絶された、この憲法をも蹂躪するような政策がそのまゝやはりこの在外公館についても出ておるのであります。台湾とそんなことをされたつて、南朝鮮の李承晩とそんなことをされたつて、キリノ政權と一時仲良くされました、私は西ドイツのアデナウアーとだけ結ばれました、全世界の國は社會主義、資本主義を問わず、戦争を排撃して平和のために手を結んで行くという基本的な平和政策の立場に立たれない限り、こういう私は對外政策は政治的にも經濟的にも、文化的にも失敗するものである。而もその失敗は遠い將來でないと考える。この第三の理由、以上の三つの理由から私はこの法律案に反対するものであります。

○委員長(有馬英二君) ほか御意見はございませんか。

○平林太一君 私は本案に進んで賛意を表明するものであります。只今共産黨の兼岩君から三つの例を引かれたのであります。反對の御意見を述べられたのであります。これを承りました。併し私を以てこれを、同君の御意見を評しますれば、いわゆる事を針小棒大に構え、牽強附會の説を羅列して、我が國家と、かの國家とをややと混同したしておるがごとき感、誠に深い次第であります。我々は今日戦に敗れて六年有半に相成り、今漸くいたしまして、國家獨立の黎明を迎えんとい

ておきたいと思うのでありますが、アメリカ合衆国と日本国との間の安全保障條約の署名に際しまして、吉田内閣總理大臣と、アチソン國務長官との間に交換されました交換公文の内容に、かくのごときことを記載いたしておるのであります。「平和條約の効力発生の後に一又は二以上の國際連合加盟国の軍隊が極東における國際連合の行動に従事する場合には、当該一又は二以上の加盟国がこのような國際連合の行動に従事する軍隊を日本国内及びその附近において支持することを日本国が許し且つ容易にすること」、こういうことは、これは拔萃であります、あるのであります、講和発効のその瞬間におきまして、只今申し上げた事柄に該当いたしますか、この現在我が国内におきましてこのことがどれに該当するか、又このことなどのような見解をお持ちになつておりますか、これを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 只今朝鮮と國際連合の行動を支持しております軍隊で日本に駐屯しておりますのは、アメリカ軍隊と英露の軍隊であります。併しながらその他の軍隊も朝鮮にはおりまして、そのうちの一部が軍隊としてではありませんが、軍人が病氣なり、負傷なり、その他休養なりで、この日本に参つておる事例もありません。そこで我々としては、只今御指摘の交換公文の趣旨によりまして、國際連合の行動に従事しておる軍隊が日本国内にその一部を、「支持」という字が使つてありますが、置くことを希望するならば、これに対して同意を與え、便宜を供與しようと思ひております。

○國務大臣(岡崎勝男君) 英露軍が日本に占領軍の一部としての性格は、講和発効いたしますとなくなるわけでありまして、但し講和條約に規定がありますように、九十日以内は、主としてこれは船待であるとか、その他精算であるとか、各種の整理等が必要でありますから、九十日の間は依然として必要な場合に必要範囲内でその期間を保持することが出来るわけでありまして、原則的には講和條約発効と共に占領軍という形骸はなくなるわけでありまして、ところが英露軍は只今その大部分は恐らく朝鮮において國連の軍隊の一部として行動しておるものと考へております。従つて朝鮮の問題が解決

しない間は、日本においてその軍隊の一部を置きたいという希望があるであらうと常識的には考へられますので、今度は國連軍の一部としての性格を持つた英露軍が日本に暫定的におることゝ認めるべきであるかどうかという問題になつて来るわけでありまして、これは國連軍の行動を支持する意味の軍隊でありますならば、先ほど御指摘の吉田、アチソン交換公文の趣旨に従つて、日本政府としてはこれを容認し、これに対して施設等の便宜を供與することになつておりますから、先方から希望がありますれば、国内の事情に應じて適當な割合をいたそうと考へておるわけでありまして、今申しましたようにまだ申出はないのであります。そこで只今それを待つておるといふ状況であります。

○平林太一君 大体私はそれで承知したのであります、連合軍が終戦以來駐屯地におきまして占領軍の使命を果すと同時に、又一面該地方に對して、この秩序安寧のために、求めずして我がほうといたしましては、これが大きな効果をもたらしたといふことは、今日この條約の発効に當りまして、特に英露軍の特殊性に鑑みまして、私は一面さうなことを考へるものであるといふことをここに申し上げておきたいのであります。常識上いたしましては、當然講和が發効いたしますから、只今お話のような次第でありますから、今日まですでに何らの話合がないといふことは、當然撤退をせられることと想像いたしておる。只今私はさうな性格のものであると存じております。政府はこの点に十分に留意いたしまして、これらのいわゆるきまりを付ける、講和發効におきまして、この決むべきものをきめる、そうしてはつきりしたところのそこに秩序を整備するといふことに對しましては、十分に一つ考慮せられて、誤まりのない処置をとられることを要望いたしておく次第であります。第三にお尋ねをいたしておきたいと思ひますことは、主として安保條約の行政協定に基いて、この講和發効に即応いたしまして、我がほうに米軍の駐留を迎えるわけでありまして、この場合私の最も心配をいたしておりますことは、このことによりする経済的方面で我がほうが受ける事情、殊にその駐留地域におけるこの経済的問題に關連をいたすこととありますが、御承知の通り我々は旧軍國時代におきまして、広大な土地や施設が軍用地として使用され、又鉄道や電氣、ガスなどの公益事業が優先的に軍部の使用に供せられた體驗の所有者でありますことは申すまでもないことであります。併しそれは本来日本それ自体の貧弱な経済にとつては、これが非常に過大な國民的な負担であり、又非常な苦痛であつたことを回想せざるを得ないのであります。今後はこれらの經驗を再び我々が繰返すことは、これを深く避けなければならぬのであります。又避けることによりまして、いわゆる日本經濟の獨立發展が當然ここに差向けられるのであります。これが私は今日の日本國民の願望であるところと信ずる次第であります。実はかようなことを申し上げる理由は、アメリカの軍隊は日本とは桁違いの豊富な經濟に慣熟いたしております。慣れておりまして、そうして非常に警沢な軍隊であることが想像されるのであります。従いましてアメリカ人としては當然なことが、日本にとっては意外に民需を圧迫する結果になるのじやないかといふことを非常に憂う次第であります。過日私は本委員会から派遣されました、佐世保、吳等を詳細視察して参りました。又團委員は舞鶴を視察して参りましたが、このことは現地に参りまして、更にその感を深ういたした次第であります。これらにつきまして、現在予備作業班の分科会におきまして、それ／＼検討を加えられていくものと想像いたしておりますが、日米合同委員会におきましては、これらの点に對しまして、十分な処置を協議せられて、これらのことを我々が再び繰返すことのないようにいたすといふことは、非常に重大な事柄と存じますので、この点國務大臣の眞実なる御見解を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) お話の趣旨は誠に御尤もでありまして、実は私も約三年前であります、三年にもなりますまいが、衆議院の外務委員長をいたして参りましたときに、やはり吳、佐世保、舞鶴、横須賀等を外務委員と共に視察したこともありまして、當時からこの問題は頭にあつたわけでありまして、そこで日米安全保障條約の趣旨から申しまして、アメリカ軍が日本に駐屯します以上、日本の安全保障を確保してもらなければならぬわけでありまして、そのためには必要な施設とか、区域を提供し、又海面をも提供して、十分なる働きもできるようにいたしておかなければなりません。従つて是非必要なものを提供しないといふことは、これは條約の趣旨から言つても

正當でないであります。併しながら行政協定を締結いたしまする當時におきましても、又その後におきましても、アメリカ側としては日本の経済にでき得る限り少い圧迫を加えるように考慮するというのが根本精神として流れているのであります。又アメリカ側の認識といたしまして、そういうふうにして日本の国民の生活を少しでもゆとりのある、楽なようにするにあらずんば、日米の真に国民間の友好的な協力は期待できない、従つてそういうことができないれば、安全保障條約も本當の意味では動かない、こういう認識の下に立ちまして、日本の経済をできるだけ発展させる。そのために施設区域の選定に当りまして、できるだけ日本の経済に支障のないような形においてこれを求める、こういう原則の下に立つております。従いまして、これはいづれ施設、区域等は提供いたしますから、その範圍内においては、その土地の人々が困難を感じることがあるかも知れませんが、そういう困難はでき得るだけ少くするといふ趣旨においては、全く双方の意見が一致しておりますから、今後具体的にきめるに当りまして、できるだけ今お話のような趣旨に従ひまして善処したいと考えております。

○平林太一君 次にお尋ねしたいことは、日米合同委員会の発足は講和発足に即応いたして、如何なる時期においてこれが発足せられるのか。それから委員会の日米両国の人事の振り合はどのような体系によつて充たされるのか、これを伺つておきたいと思ふ。それから最後でありますから、申上げたいと思ふますが、その次に御答

弁を頂きたいと思ふことは、この講和の発効に當りまして、国民的な講和に對しまする何らかのこれを記念すべき、いわゆる新たな我が日本の独立の発足の門出に當りまして、これを十分に象徴し得るような一つの行事或いは催しというものが考えられるのであります。政府においてはこの点に對して、これをどのように今お考えになつておられますか。例えば講和発効に當りまして、先ず第一に国民の脳裡を去来するものは、いわゆるあの戦争に殉じられた百五十数万の、それらの人々の霊位を慰めたい。それを第一に考えなければならぬ。若しそれ、それらに適切な措置をいたしておりましたならば、折角講和が成立ちましたも、我が国家の前途、進運というものは、その軌道にびつたり乗ることには非常な阻害を来たすものであると思ふ。先ず第一にこれら戦死の魂を慰めたい。これを、常識上第一に考えられることではあります。従いまして、全國民といたして新たに発足するに當り、門出に當つてこれを心の励みとなすべきものを催し、これが又あつて然るべきであります。これらに對して政府は只今如何なる講和をお持ちになつておられますか。この点だけを伺つて私の質問を終りたいと思ふ。

○國務大臣(岡崎勝男君) 合同委員会は行政協定が効力を発生すると成立するわけでありまして。行政協定は安全保障條約の批准書が交換されたときに、つまり安全保障條約の効力が発生したときに行政協定は効力を発生する、こういうことになつております。そこで今の予想では二十八日に安全確保條約の批准交換が行われ、同時に行政協定が効力を発生する。従つて合同委員会も成立する、こういう考えであります。そこで双方の代表者がどうなるか、今まだ予備作業班でいろいろやつております。大体の構想はわかつたと思ふ。先方の考え方もわかつておりますので、当方におきましても、適當な者を代表者に、つまり合同委員会の委員に任命しようと思つておりました。只今人選中であります。これは實に相當期間計画しないと、こういう講和発効の祝典と申しますか、そういうものはできませんので、多少発効の日が前後してもよろしいように、大体目標を五月の三日といたしまして、この日に宮城前の広場で以て発効の祝典を挙げたい、こう考えております。それからこれが一番國としての國民的行事になるわけでございますが、それと同時に各自自治団体にも連絡いたしまして、各府県等におきまして、それ、適當に、その日を記念する何らかの催しを考へてもらうようにいたしておきます。それから只今お話の慰靈祭という趣旨のものであります。これは今考へておりますのは、五月三日の前の日に、東京において慰靈祭を催すことはどうであらうかというところで、今計画をいたしております。いろいろな宗教から言へば関係があることなか、これを全部包含するということもなか、困難であります。それから、宗教的色彩のない慰靈祭にいたして、終つてからおの／＼靖國神社にお参りするとか、その他適當な所にお

参りするとかの、余裕を與えて置こう、又すでに予算で議決されておりまする項目によりまして、各全国の市町村にも費用を配分いたしまして、それ／＼の土地で慰靈祭を催してもらうというつもりであります。大体今考へておりますのは、さうなことであります。その他に講和発効の日、つまり二十八日なら二十八日も、何らか政府としてはこれを喜び且つ國民に伝えるための談話なり、声明なりを考へるべきではないかという趣旨で今研究いたしております。

○平林太一君 只今合同委員会の性格に對しましては、いささか腑に落ちない点があるのではありませんか、行政協定におきまして、合同委員会の人的構成、いわゆる数というものは、すでに取極をいたされておることと承するものであります。その辺はどのように相成つておりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 行政協定は主として只今の仕事は施設及び区域をきめることとあります。その他に、この行政協定に關連して相互の間に連絡をとつておいた方がいいと思はれる事項は、何事によらず合同委員会で相談いたそう、こういうことになつております。従つて只今のところ差当りは日本側の委員が一名、アメリカ側の委員が一名、そしてそれに附屬いたしまして、その係々によりまして、例えば港の専門的な人、或いは鉄道の専門的な人、或いは農地の関係の人、その他各種の關係のものを各省から集めて、補助をいたすものができるわけでありまして、その数はアメリカ側のほうが多いと考へております。という

のは、アメリカ側のほうは軍を置くための施設及び区域を必要とする、その申出をいたすわけでありまして、こちらはその受けまして、これは農地に關係があると思へば、農林省の専門家を呼んで来て検討させる。港灣に關係があれば運輸省に、さうなことで、その数には限りがあるから、できるだけそれを専門家にゆつてこれを検討させたい、こう思つております。なお合同委員会のほかの仕事としては、例えば何か事故を起したとする。それを見舞金で示談に済ますというような場合には、見舞金の額がどのくらいであるか。或いはその損害の額がどのくらいであるかというようにも調査する必要がある。そういう場合には又そのほうの關係の人間を呼んで来て補助としまして調査もいたします。又労働法規の關係で、何か日本の法律違反になるようなことが、仮に疑いが起つたとする場合には、その法律の専門家を呼んで来て、その方面の検討もしてもらわなければならぬわけでありまして、この数は限りがあるから、必要であれば幾らでもできる。又場合によつてはその下に分科会のようなものを作りまして、當時検討するようなことも考へ得るものであります。これは一々やつて見て、必要に応じてさういふふうな措置もする場合があるということでありまして、今のところ人数に限りがない。幾らでも出すということになつております。

○平林太一君 予備作業班はいわゆるその名前の通り、これは予備的な作業をするということを知りたいのであります。決定機關は合同委員会であるのでありますから、只今お話の通

り、予備作業班はそれだけ作業の行為
或いは範圍がそれだけの性格を持つ
て、なすべきことが多ければ多いだけ
人を要するということが常識上判断さ
れるわけでありませう。従し私お尋ね
たしてありますことは、決定機関であ
ります。いわゆる議決機関となります
ところのこの合同委員会に對しまし
て、多大の注目を今日國民がこれに對
してしているのでありますが、これを
十分一つお考えを願わなければなら
ないと思ひます。現在では日米兩國一
人、一人であるというお話しでありま
すが、講和発効後におきましては、然
らばどのくらいの數になさる御用意な
り、或いはその兩國の協定によつてど
の程度までこの數をいたすことができ
るやうに相成つてゐるか、この點を伺
いたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) この行政協
定の二十六條に合同委員会の規定があ
りまして、「合同委員会は、日本國の
代表一人及び合衆國の代表一人で組織
し、各代表者は、一人又は二人以上の
代理及び職員團を有するものとす
る。」従つてこの代表者は合同委員会
においては一名であります。最終的な
決定はこの一名がいたすものでありま
すが、それには多數の代理及び職員團
というものを持つことになつておりま
す。これで決定して行くわけでありま
して、講和発効後の合同委員会も代表
者一人、一人ということになつており
ます。

○平林太一君 一人、一人ということ
でありまして、代理者を二名なり、三
名おきめになるということでありませ
うから、やや私も安心いたすのであり
ますが、要するに一人對一人というもの

は私は會議の性格というものから見ま
すれば甚だ薄弱である。いわゆる合議
するのでありますから、合ということ
は一對一では該當しない。少くとも兩
方とも五、五、最小限度三、三という
やうな形でなければ合議するいうこと
に相成らないと思ひます。併し條約に
よりまして、一人、一人ということに
相成つたというのでありますから、こ
れについては私はこれ以上追及するこ
とは避けたいと思ひます。然らばこの
選ぶべき一人というものが如何に重大
な使命を双肩に担わなければならぬ
事柄かということに、我が方といたし
ましてはなるのでありますから、この
點は十分一つこの悔を千載に残すがこ
ときことのないやうな、合同委員會の
成果をもたらすために、それに耐えら
れるところの人材に誤まりなきことを
深く私はこの際大臣に要望いたしてお
く次第であります。そういう人物に對
して、人選にいやしくも誤まりがない
ということはこの機会に誓われない、
かやうに存じます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 十分お話の
趣旨のやうにいたします。

○委員長(有馬英二君) それでは本日
はこれを以て散會いたします。

午後四時十七分散會

昭和二十七年四月二十四日印刷

昭和二十七年四月二十五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所